

平成30年12月15日

チーム代表者
公認スポーツ指導者 殿

岡山県ソフトボール協会
会長 原 憲一

平成30年度岡山県ソフトボール協会指導者研修会
兼 指導者対象講習会の開催について

拝啓、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から本会事業に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙の開催要項のとおり標記研修会を開催致します。参加希望の方は郵送で申し込んで下さい。なお、**この研修会は指導者対象講習会(同じ方が全日程を受講)を兼ねており、受講者には受講修了証を発行致します。**

また、研修会の内容は下記のとおりです。

敬具

記

1. 伝達研修会兼指導者対象講習会の内容

●2月24日(日)

8:30 ~ 8:50	受付
8:50 ~ 9:00	開会
9:00 ~ 12:00	講義1「指導者に必要な医科学的知識」 講師：岡山県ソフトボール協会 医事委員長 乍 智之
13:00 ~ 14:00	講義2「指導者に必要なルール」(改正点を含む) 講師：岡山県ソフトボール協会 審判委員長 神谷 和宏
14:00 ~ 15:00	講義3「指導者のあり方・暴力根絶について」 講師：岡山県ソフトボール協会 指導者委員長 藤井 輝彦
15:00 ~ 16:00	講義4「基礎的な実技指導」(座学) 講師：岡山県ソフトボール協会 技術委員長 金田 恵征
16:00 ~ 17:00	講義4「指導者制度」 講師：岡山県ソフトボール協会 指導者委員長 藤井 輝彦

2. 指導者対象講習会・受講修了証について

・日本ソフトボール協会 公認指導者規定の第9・10条、内規の第3条

第9条

(公財)日本ソフトボール協会主催の公式試合(都道府県予選大会・地区予選大会を含む)に出場するチームの監督・コーチは原則として、本規定(指導者の種類)第3条の1・2・3・4・5の有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に資格者(監督代行になり得るもの)がいなければならない。

なお、国民体育大会の監督は(公財)日本スポーツ協会「ソフトボール指導員」以上の資格を有すること。

第10条

(公財)日本ソフトボール協会主催の公式試合に出場するチームの監督・コーチで第9条に定める資格を有さない者は、その暫定措置として、都道府県ソフトボール協会が実施する「指導者対象講習会」を受講しなければならない。その「受講修了証(又は写し)」をもって出場することができる。なお、この暫定措置に関しては、有効期限を1年間とする。

内規 第3条(指導者対象講習会の受講制限)

監督・コーチ(又は監督代行になり得るもの)が資格を有していない場合には、暫定措置としての指導者対象講習会の受講は一度に限り認める。ただし、小・中・高の教職員の指導者(監督・コーチ等)についてはこの限りでない。(平成21年4月1日改正)

第3条の指導者の種類

1、指導員 2、上級指導員 3、コーチ 4、上級コーチ 5、準指導員

- **指導者対象講習会を受講すれば受講修了証が発行され、原本又は写しをもって公式試合に出場できる。(ただし、これは暫定措置なので上記1~5の資格を取得することが望ましい。)**
- **チーム内に1~5の有資格者がいない場合は、必ず指導者対象講習会を受講して受講修了証を保持して下さい。**